

指定管理者の決定について

平成28年度から長崎市高島体育館の管理運営を行う指定管理者について次のとおり決定しました。

1 施設の名称 長崎市高島体育館

2 指定管理者の名称 高島振興協同組合

3 指定管理者を決定した理由

長崎市高島体育館は、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場及び高島いやしの湯と併せて包括的に指定管理者制度を導入しており、地域活性化をはじめ事務の効率化等が図られているため、地元の中小企業者で構成し、高島地区の振興のために設立された高島体育館等の現指定管理者である高島振興協同組合を非公募により選定するもの。